

第9回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成25年9月12日（木）午後4時30分開会
場 所：札幌市役所 18階 第1常任委員会会議室

1. 開 会

○委員長 それでは、定足数に達しましたので、ただいまから、第9回札幌市子どもの権利委員会を開催いたします。

事務局から、何か連絡事項があればお願いします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 本日、大江副委員長、猪股委員、津田委員、水谷委員から欠席すると連絡を受けております。

続きまして、資料のご確認をさせていただきます。

本日は、資料1から資料4まで用意しておりまして、皆様には事前に送付しております。資料がお手元がない方につきましては、お知らせをお願いしたいと思います。

また、クリアファイルに入っているものは、教育委員会が「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」という取組をしておりまして、今週から小・中学校、特別支援学校の児童生徒全員にお配りしております。参考までに皆様に配付させていただいております。

なお、資料3につきまして、一部差し替えがございますので、本日、机上に配付させていただいております。

また、本日は、A委員から意見などが寄せられておりますので、まとめたものを配付させていただいております。配付資料では欠席委員となっておりますけれども、こちらはご容赦願いたいと思います。

○A委員 5時には退室いたします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 内容は、後ほどご報告させていただきたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。

2. 議 事

○委員長 それでは、連絡事項が終わりましたので、これより、議事を進めていきたいと思っております。

本日の議題は、次第にありますように、一つ目は、子どもの権利に関する施策の検証についてです。二つ目は、子どもに関する実態意識調査についてです。

きょうの会議の終了時刻は18時半を予定しておりますので、よろしく申し上げます。それでは、審議に入ります。

まず、議題（1）子どもの権利に関する施策の検証についてです。

これは、これまで委員会で議論してきたもののまとめとなります。事務局が委員会の中で話し合われた内容をまとめたものとなりますので、簡単に説明を受けたいと思います。

なお、議題（2）はそれほど時間がかからないと思いますので、本日は議題（1）の検証のまとめに時間を割きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。

まず、資料の構成についてご説明させていただきます。

1 枚目のⅠの検証する具体的な施策につきましては、第2期委員会におきまして、具体的にどのような施策について検証するかを議論した際にお示しした五つの視点と、さらに視点を分類した項目をそれぞれ記載しております。

2 ページ以降につきましては、Ⅱの検証としまして、1 ページと対応した項目について、これまで委員会の中で話し合われた内容をまとめたものとなります。

なお、本日、差しかえさせていただいた部分は、10 ページ目の囲みの中の黒ポツの二つ目の「子どもの権利救済機関としての実効性の確保」という点を前面に出した表現に修正しております。

そして、黒ポツの三つ目の文章表現を全体的にわかりやすく整理したことと、相談担当者も含めた連携ということで、実質的な連携について加えております。

それでは、2 ページ以降ですが、10 ページまでは、内容や表現についても一度確認しておりますので、本日は、11 ページからご説明させていただきたいと思っております。

事前にお送りさせていただいておりますので、説明は簡単にさせていただきたいと思っております。

11 ページ目の視点3、子どもが主体的に活動し、自分自身を確立することができる環境づくりです。

こちらについては、子どもの権利に関する推進計画に盛り込んだ子どもの体験活動や国際交流事業について取り上げ、行政の課題、評価としては、囲みの中の一番下の黒ポツの全ての事業が子どもの主体的な活動として子どもの権利の視点から実施されているかという点で課題が残っているという認識であり、今後、取組を進めたいとしております。

これについて、委員会からは、資料にある課題、評価をいただき、裏の12 ページに移っていただきますと、今後のあり方・提言（案）として、まずは参加の機会を提供し、その中で主体的な活動を継続的に進めるようサポートを進めるという意見が多く出ていたところでした。

続きまして、13 ページ目の視点4の学校、地域における子どもの意見表明、参加機会の拡充に向けた環境づくりです。

まず、学校の関係として、ピア・サポートや三者会議について取り上げ、委員会からは、裏の14 ページの今後のあり方・提言（案）としまして、3点ほどまとめております。

事業として進めるのはもちろんですが、まずは、子どもの権利について周知を進め、十分に理解をした上でさまざまな事業に取り組むといった意見が主だったため、このようにまとめております。

続きまして、15 ページ目です。

視点4の地域として、主に子ども未来局の事業についてご説明させていただき、委員会から出していただきました意見を5点ほどまとめております。

これらを踏まえまして、裏の16 ページ目でございますけれども、まずは、子どもへわ

かりやすい情報提供や子どもの参加を進めるための手法などに関する情報提供としまして、2点ほどまとめております。

続きまして、17ページ目です。

最後の視点としまして、子どもの権利を大切にす意識の向上です。最初は盛り込んでいなかったものですが、先ほどご報告しておりますように、委員会の中では、さまざまな事業を進めるに当たっても、まずは子どもの権利について知る必要があるということを受け、視点として盛り込んだものです。

内容といたしましては、一番上にありますように、市民向け広報啓発と職員向け研修として整理させていただいております。

事業としましては、多く挙げておりますけれども、囲みの中段にもありますように、前回、平成21年度のアンケート調査での条例の認知度は決して高いものではありません。後ほどの議題にもありますけれども、今年度は改めてアンケート調査を行うことから、進めている事業がその結果に反映するよう取り組んでいきたいと思っております。

委員会からは、裏の18ページにありますけれども、こちらは、かなり具体的な内容に関するご意見もいただきました。今後のあり方・提言(案)としましては、18ページの囲みの部分に3点ほどまとめさせていただいております。

資料の説明につきましては以上でございますけれども、今回の資料は、これまでの委員会での話し合いをまとめたものとなっております。最終の答申に近いもので資料を作成しておりますので、札幌市子どもの権利委員会として最終的な今後のあり方や提言として抜けている視点、加えたほうがよい内容や文章の表現についてもご意見をいただきたいと思っております。

また、今回を含め、今期の委員会としては残り2回となっております。次回につきましては、今回の内容を踏まえ、全体として議論をいただき、答申としていただきたいと考えております。

なお、A委員から、資料に関する質問や意見をお送りいただきまして、1枚のペーパーにまとめております。意見は8点ほど寄せられておりまして、これまでの委員会の中でも話し合われている内容もございますけれども、ごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 説明をありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思っておりますので、質問も含めてご意見のある方はご自由に発言していただきたいと思っております。

ただ、今年3月の委員会で視点1と視点2は既に確認しておりますので、本日は、視点3から順に進めていきたいと思っております。

それでは、先ほど話がありましたけれども、A委員が5時ごろに退室すると思っておりますので、A委員から先にどんどん質問していただきたいと思っております。

○A委員 資料3で思ったことは、紙にまとめさせていただきましたので、先にほかの方

からお願いします。

○委員長 例えば、11ページの視点3に関して、主体的な内容はどのようなものかという質問かと思いますが、そういうふうに理解してよろしいですね。

○A委員 枠囲みの中の行政としての課題、評価の3番目にある事業が主体的な活動としてという部分はどのような内容の活動を指しているのか、質問をさせていただきました。

○委員長 それに対して、事務局から回答していただけますか。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） ここでいう全ての事業が主体的かどうかは、これまでの子どもの参加は、単に子どもが参加するものであったのに対し、子どもが企画運営等に参加するところから主体的な活動ということで表現しております。

○委員長 A委員、今のような回答でよろしいですか。

○A委員 はい。

○委員長 あとは、視点3について、ほかに話しておきたいことはありませんか。

○A委員 ありません。

○委員長 それでは、さらに皆さん方に視点3につきまして、ほかに質問あるいは意見がありましたら、出してください。

○B委員 二つ目の四角です。「てにをは」に係ることかもしれないですけども、行政としての課題、評価の一つ目の黒丸に「子どもの成長にとって」とあります。これは、どこにつながるのですか。4行下に「大切であり」と出てきますが、これは、「豊かな人間性をはぐくんでいくために大切であり」です。「子どもの成長にとって」は、どこにつながるのか、僕はわからなかったので、質問します。

○委員長 今の質問に対して、事務局から何か答えていただけますか。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 「子どもの成長にとって」は、わかりづらいところがあるのですが、今、B委員がおっしゃった「豊かな人間性を育ていくために大切であり」の「大切」につながっていく文章になっております。

以上です。

○委員長 B委員、よろしいですか。

私の理解だと、子どもの成長にとって学ぶことや体験を積み重ねることは、豊かな人間性を育ていくために大切であるというふうにつながっていくのではないかと思います。どうですか。

○B委員 要は、自立性や社会性などの生きる力を身につけ、豊かな人間性を育ていくことが子どもの成長なのですか。

○委員長 というよりも、子どもの成長にとって、これこれを学んでいったり、体験を積み重ねることが大切だということではないですか。

○B委員 ということだと、日本語が少し混乱している気がします。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 「豊かな人間性を育ていくために」の位置が少しわかりづらい感じなので、ここは整理して修正させていただきたいと思います。

○委員長 では、B委員、ここの文章をもう少し整理することでどうですか。

○B委員 わかりました。

○委員長 ほかにいかがですか。

○C委員 11月20日をさっぽろ子どもの権利の日と定められて、17日の日曜日にイベントが企画されていると思いますが、中学校の生徒会の子たちが地域のことが発表できるようにまとめているのです。豊平区の中学校の生徒会サミットで、豊平区生徒会サミット宣言という形で豊平区の10校の中学校在校校がまとめているので、出してあげたいと思って学校に声をかけたのです。しかし、この日程が中学校の中間テストが始まる前日の日曜日ということで、とてもそういうところに子どもたちを出せないと言われました。権利の日がこの日であることはわかるのですが、場所を提供させていただいて、子どもたちが自主的に、主体的に発表できるのであれば、中学校の子たちの前後の行事などを見て、活動しやすいような日程も考えていただけたらと思いました。

○委員長 今の点に関して、事務局で何かありますか。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 次年度以降ということではよろしいですか。

○C委員 はい。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 検討させていただきたいと思います。

○委員長 C委員、よろしいですか。

○C委員 はい。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○D委員 11ページの一番上の1です。「子ども自らが主役となって活動できる」は以前からも聞いている言葉で、その後に「国際交流や」と続きます。私にしたら、「国際」とつくると大きい感じがしまして、考えてみたら、お金を出すのも大人など親や行政から助成金が出るということだと思えます。主役になって活動するのはわかるのですが、この文章のような表現で子どもをそんなに持ち上げていいのかなと感じました。

国際交流は、中学生や高校生や大学生に対しては札幌市の姉妹都市へなどの機会がありますが、大人は余りないと思います。子どもとそのような会話をする機会があったらいいなと思うのでしたら、今後、大人の参加も検討していただきたいと感じます。

○委員長 今、D委員から出たことは、どちらかという意見に近いと思います。主役となって活動する場合に、国際交流というのは果たしてどれだけ現実味があるかということですね。さらに、その点でいうと、その下の囲みの中の行政としての課題、評価に国際交流にかかわるものは出てきていません。そういうことから、D委員は、この言葉だけが浮いてしまうと捉えたと思われそうですが、何か考えるところはありますか。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） ここでいう国際交流は、姉妹都市交流や少年国際交流事業などのように、必ずしも外国へ行って触れ合うことだけではなくて、今は地域にも外国から来ている方がいらっしゃいますし、学校でも外国のお子様がいらっしゃるので、そういう方との交流も含めて考えています。また、札幌国際プラザ等で行っている

事業も含めて書かせていただきました。

そういう意味では、下の囲みにも広い意味では入っている感じはします。ただ、どうしても、この頭に来ると違和感が拭えない感じもありますので、そこら辺は、検討させていただいて、修正も考えたいと思います。

○B委員 行政としての課題、評価の三つ目の黒丸ですが、ここもよくわかりません。

まず、「すべての事業が、子どもの主体的な活動として子どもの権利の視点から実施されているか」という点で課題があると認識しており、職員の意識向上を一層図るとともに「までは何となくわかりますが、その後の「行政以外の地域等でもこうした取組が行われるよう努めていく」の「こうした取組」とはどのような取り組みですか。

○委員長 今のB委員の質問に対して、事務局から何かコメントをください。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 文章的にはどうかというところではありますが、B委員から出ていた子どもの主体的な活動をする取り組みでして、それを「こうした」で受けています。

○B委員 そうすると、今、行政でやっている子どもの主体的な活動については、必ずしも子どもの権利の視点から実施されていない側面もあるので、それを子どもの権利の視点からももう少し一生懸命やりましょうということが一つです。それから、行政以外の地域等でも子どもの主体的な活動についての取り組みが行われるように努めていくという二つのことを述べられているのですか。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） そうです。

○B委員 わかりました。

○委員長 今のような理解でよろしいですか。

○B委員 はい。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 文章的には、もう少しわかりやすいように検討したいと思います。

○委員長 ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 では、視点3については、今のところ、特に質問等がないということであれば、視点4に移りたいと思います。

視点4については、A委員は時間がなくなってきていると思いますので、先にどうぞ。

○A委員 読んでいて思ったのですけれども、視点4の1が学校となっています。学校には、子どもとかかわるという意味で、大人の立場の教師がいます。でも、この文面を見る限り、学校における子どもと接する教師の役割や、例えば子どもの意見表明権を自分が守るべきだという教師の意識が必要だと思いますが、そういうことが欠けていると思います。ですから、この視点の中に、学校における教師の立場というものもつけ加えたほうが良いと思いました。

○委員長 それは意見ですね。

○A委員 はい。

○委員長 学校における教師の役割をきちんと示すようにしたほうがよろしいのではないかという意見が出てまいりました。

○B委員 行政としての課題、評価のところをよくわからないのは、まず、「子どもの意見表明権を保障することは」という日本語がおかしいです。主語が「子どもの意見表明は」で、述語が「大切な権利の一つである」になると思います。要は、子どもの意見表明権が非常に大切であって、平成21年度の調査から、大人としては、子どもが意見を言うなど主体的にかかわることについての必要性を感じています。しかし、肝心の子ども自身が特に言いたいことがないというように非常に消極的なので、子どもの意識を変えるように、さまざまな取り組みをしていくべきだという流れなのでしょうか。

○委員長 今、全体の流れに関しての押さえ方について、B委員から質問がありました。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） B委員がおっしゃったとおりです。ただ、最後の子どもの施策みたいところが抜けている感じがしますので、その辺については、文章的につけ加えるなり、修正するなりしたいと思います。

○委員長 B委員、よろしいですか。もう少し言っておきたいことはありませんか。

○B委員 要は、環境はあるけれども、子どもの意識が低いので、それを何とかしなければならぬという方向づけでしょうか。少し違和感がある気がします。

これを素直に読むと、環境は整えましたけれども、子どもがそれについてきていないので、子どもがもう少しついて来るようにしたほうがいいよと読めるので、少し違うかという気がします。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） そうですね。子どもの意識もありますが、環境が整っていない部分もあります。視点4自体が子どもの意見表明・参加機会の拡充に向けた環境づくりになっていますので、その辺の環境づくりも含めて、これから整えていかなければならないかと思います。

○E委員 B委員がご指摘になるように、まず、ここはわかりにくいです。私たちのようにさんざん議論してきた委員がわかりにくいということは、一般の人はさらにわかりにくいと思います。

結局、ここで何を課題として出されているのかというのは、B委員がおっしゃったように、2通りの解釈があります。言うことができると答えた人が少ないことが課題なのか、でも、それは言いたいことがないのだから当然ですね。言いたいことがないのは主体性が育っていないということで課題なのか、そこら辺をもう少し明快にわかりやすくしなければ、対応策も考えようがないと感じます。B委員と同じ意見で、もう少しはっきりとお示しただけだと思います。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） わかりました。この課題は、もう少しはっきりした形で書きたいと思います。

○委員長 曖昧としていますので、そこをはっきりとさせて、再度、ここに出したほうが

いいですね。

○F委員 囲みの最後に「学校、地域における意見表明や参加に対する」云々とあります。これは、これから新しく施策や課題、評価を市民並びにいろいろなところに出すのであれば、この表現では少し弱いと思います。僕が言いたいのは、例えば、地域ともリンクしますから、行政として、または地域としての積極的な働きかけという文面がないと、今までと同じ意識でやっていますと捉え方もされるように感じます。これから、いろいろなことを改革していくのであれば、前段のB委員の話もそうですが、やはり、そういう積極的な姿勢を少し打ち出して、一步前進するようなことをもう一回熟慮していただきたいと願います。ご意見がありましたらお願いします。

○委員長 今の点について、何かございますか。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 上の囲みは、課題として書いてありますので、こういった書き方になっていると思います。逆に言えば、そこら辺は委員会の提言に入れたほうが良いと思います。

○F委員 逆に、そういう形を望んでいたものですから、よろしく願います。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） わかりました。

○委員長 ほかにご意見等がある方はどうぞ。

○G委員 四角い囲みの行政としての課題、評価のところと、取り上げた施策に対してどう評価するかというのは別と考えたほうが良いですか。ピア・サポートや三者会議についての課題、評価については別物と考えほうが良いですか。

○委員長 今のG委員の質問に対してはいかがですか。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 視点4の取り上げた施策の中で代表的なものをここに載せております。行政としての課題、評価につきましては、視点4の学校、地域における、子どもの意見表明・参加機会の拡充に向けた環境づくりに対する全体の課題、評価ということで載せております。

前回の話し合いの中では、当然、これ以外の施策もあったので、この辺も検討させていただきたいと思います。特に取り上げた施策がこの2個でいいのか、もう少し入れたほうがいいのかということは検討させていただきたいと思います。

○G委員 先ほどのE委員の話ではないですが、僕たちでも読み込みにくいとすれば、一般の人からすると、上下の関係性がどうかは見えにくいと思います。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） わかりました。その辺につきましては、全体的に再度確認して、修正すべきところは修正していきたいと思います。

○委員長 みんながわかりやすい表現にしたほうが良いと思います。つながりを持たせることはすごく大事かと思っています。

ほかにいかがですか。

○E委員 下のほうは、子どもの権利委員会から出された課題や意見を取り上げているので、どなたか委員がおっしゃったということですね。それについては、余り言わないほう

がいいですね。

ただ、取り上げた施策がピア・サポートで、その課題、評価が下に書かれていまして、私もピア・サポートの専門家ではないですが、子どもの権利についての学習を十分した上でピア・サポートを実施するとよいというのは、そうだと思います。安易にしないほうがよいということですね。次に、ピア・サポートは、子ども同士で意見を言い合うこととありますが、これは誤解があるかもしれません。ピア・サポートは、どちらかといえば、まず、相手の意見を聞き合うことが先に来ますので、これを「言い合う」と言ってしまうと、少しきつ過ぎて誤解を招くかなという印象です。これは後出しじゃんけんのようになってしまいますが、気になりました。

○委員長 視点4について、ほかにいかがですか。

視点4の2の地域についてはどうですか。質問あるいはご意見等はございませんか。

○F委員 地域の企画運営に主体的にかかわるということを書いてありますが、現実にも今、清田区では高校生が町内会の役員になったという事例もあるので、若干、個々にはそういうことも芽生えつつあるとしたほうがよいと思います。我々は、行政が取り上げた施策に目が行ってしまいます。下にあるのは委員のご意見ですからお互いに尊重していくのですが、どうしても行政としてのパンチ力が足りないと感じます。なぜかという、札幌市全体を大局的な見方をすると、具体的な固有名詞ではなくて、こういうことが徐々に芽生えているので、地域に若い人たちを取り入れていくことを、パンチ力があるような文面というか、具体性を持った形にしていきたいと思います。

○委員長 それは意見ということでもいいですね。

E委員、どうぞ。

○E委員 これは、学校と地域に分けて、取り上げた施策が違うけれども、課題、評価は同じでいいのですか。やはり、学校における行政としての課題、評価と地域における課題、評価は、ある程度違うものが少し盛り込まれていなければいけないと思います。全く同じというのはどうかと思います。

それから、黒ポツの二つ目の「また、子ども自身は、学校や家庭を除くと」ということは、地域では言うことができるのですか。学校や家庭を除くと何が残るのかということがよくわかりません。13ページも、15ページも、同じ文言で課題、評価が来ているのは、もう少し精査していただいて、学校と地域の違いも明らかにしていただかないと余り意味をなさない感じを受けます。

○委員長 これを書いたときは、学校と地域で抱えている課題は変わらないという認識ですか。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 当時の資料を見ていただきますと、こんな資料でご議論をいただいています。子どもたちの意見がどうなっているかというものがあって、対象となりそうな代表的な事業は、学校ではピア・サポートと三者会議、地域では子どもの参加ガイドラインの作成となっていて、課題と現状ということで一つにまとめた資料でご議

論をいただいていた。

今回のまとめ方として、わかりやすく地域と学校を分けたほうがいいのかという事務局の判断もあって分けておりますが、もしわかりづらければ、ご議論をいただいたときの状態に戻して、こちらの提言をつくり直すこともありかと考えます。

○委員長 E委員、どうですか。

○E委員 視点4の1が学校、2が地域とすることもできるということですか。

○委員長 今は1と2で分かれていますね。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 分けています。

当時は、学校と地域と項目で分けていましたが、議論としては一つの固まりでご議論をいただいております。ですから、無理に議論を分けるとわかりづらいということであれば、提言をまとめてしまうこともできます。

○委員長 あのときの議論は、分けることに意味を感じながらやっていってませんでしたか。こう見ると、余り変わらなくなってしまったようですね。

○F委員 共通のこともあるけれども、それぞれ地域と学校の独自性、主体性もあるので、そこのところの精査が必要ですね。委員がおっしゃっているのは、地域と学校で分けるのではなくて、また違う意味だと思えます。学校と地域で同じ課題もあるかもしれないけれども、それぞれ違うこともあると思えます。

違うかもしれないですが、どうですか。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 恐らく、会議録等を精査すれば、一通りの資料でご議論いただいたのですが、地域と学校が微妙に違う意見も出ていると思えます。

今回、お手元にお出しした資料は、当時の議論をしっかりと踏まえようということで、行政の課題も提出した資料どおりの文言でしか書いておりません。こちらも、議事録等を見て、訂正、修正したほうがよりわかりやすければ、次回までにもう一度修正させていただきたいと思えます。

○E委員 そうですね。このまま出れば、ひょっとしたら市民は、重複印刷や資料が間違っているという単純な誤解を受けるかもしれません。もし違いが出るのなら、精査してから出していただいたほうが良いと思えます。

○委員長 共通する部分とそれぞれ違いがある部分を分けたほうが良いですね。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 共通部分は、再掲と書いて、わかるようにします。

○F委員 全体的には、おっしゃるように一緒の部分がかかなりのウエートを占めます。しかし、その中でも、E委員がおっしゃるように、中には若干違うこともあるので、全て同じものだと誤解があるということは僕も理解できます。

その辺は、委員長とよくお話をして、次回までに整理していただきたいと思えます。

○C委員 正直に申し上げて、スタートしたときから戸惑っております。今日は、三つ目の視点からというお話で始まりましたね。前は、このような形の資料をいただけていませんね。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 前々回です。

○C委員 前々回に同じものをいただいていますか。

○事務局（浦屋子ども育成部長） はい。

○C委員 私も見てきたのですけれども、そのときは、多分、読み方が浅くて、なるほどと思っていました。子どもの権利委員会から出された課題、評価は、私たちが話した内容ですから、これは私が言ったな、どなたがおっしゃったなということを理解しています。それに対する最後の四角囲みの意見として出された今後のあり方や提言の案も、それに対するお答えなので、そのように考えていただいたのかと理解します。

しかし、今、行政としての課題、評価に対してたくさんのご意見が出されています。私も読んでいて思うのは、行政は、思いがたくさんあるので、いつもいろいろな装飾がついて、それがどこにかかっているか大変わかりづらいというのが特徴だと思います。私たちは、自分たちの施策をこう評価して、それに対してこういう課題があるという書き方だとわかると思いますが、これだと、どこが課題で、どこが評価になっているのかがわからないと思います。これを出されると、委員会は何をしていたのだと思われてしまいます。私もだめだったと反省しています。文章的にもそうですけれども、こう評価して、だからこれが今後の課題なのです、委員会からはこういう意見が出されていて、それに対してこう考えますという流れとして見えたほうがいいと思います。私たちでもわかりづらいことを皆さんに伝えるのですから、もう少しわかりやすくなるかと思えます。

○G委員 実は、委員会の前後しか委員会の勉強をしないので、大変勉強不足だったのかもしれない。

時系列的にいうと、視点があって、課題、評価があって、その後に施策なのですね。視点があって、施策があって、それに対する評価ではないのですね。僕はそこを間違っているのですね。視点があって、課題、評価があって、それに対して施策をやって、課題、評価が委員会から出されていて、それに対しての提言という検証ですね。だから、課題、評価は大分前から変わっていませんね。分かれているけれども、数か月前からこれがあるのですね。

政策に対する課題評価だと思って読み込んでしまいました。

○C委員 そういうことなのですね。わかりました。

第何期となっていますね。私は、最初から携わっていないので、その辺の勉強不足もあって、最初から出されている課題と評価に対しての理解がありません。そして、市民も、広報が足りないことが問題になっているので、そういう方が大半ですね。やはり、誰が見てもということですね。

○F委員 誰が見てもわかるものをつくらないとだめですね。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 資料が非常にわかりづらくて申しわけないのですが、一番最初の四角は、当時、配付させていただいた資料どおりに作成させていただいて、それをご議論いただいた中身がその後続くご意見であり、その中で行政に対するさまざま

な提言もあったというものが最後の四角だと考えておりました。毎回出てきて、私どもが評価した評価のポイントをそのまま載せているのが現状です。

ですから、今、皆様からご意見がありました、このままでは課題すらもわかりづらいということであれば、この第2弾をつくって、その後にご意見をいただいているというつくりさせていただければわかりやすくなると思いますので、ちょっと工夫させていただきます。

○委員長 その点は、お願いします。

○F委員 今、C委員がおっしゃったとおり、我々は、部局の皆さんのご説明を受けて、自分の誤解もあるし、前後して感じることもあります。しかし、一般市民の皆さんが見て、どれだけ理解してもらえるかということが一番の視点だと思います。しかし、E委員がおっしゃるように、委員長ともども工夫していただいて、はっきりとわかるようなものを次までをお願いします。C委員がおっしゃるとおり、市民の皆さんにわかりやすいということが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 そのあたりについては、私と事務局でもう一度文章を練り直して、わかりやすく書いたものを、次回、皆さんにお渡ししたいと思います。

○E委員 委員長と事務局にお任せします。

多分、事務局は、前にも出した文章で、そのときは何も言われなかったのに、何で今回はこんなに言われるのかと、フラストレーションが非常にたまっていらっしゃると思います。恐らく、前のように小さい表になっていると、そういうことかと思うけれども、このように大きくなってまとめられると、ここは少しおかしいと感じるのです。ですから、見せ方によっても我々の感じ方が違いますから、そういうことも踏まえて、誰に対して、何のために、どう見せたいのかということを考えて、わかりやすくしていただければと思います。申しわけないですが、よろしくお願いします。

○H委員 今言ったように、行政側としては、そればかりをずっと専門的にやってきているからわかると思います。しかし、我々がこうして出されたときにわからないのですから、一般市民はもっとわからないと思います。先ほどからみんなが言っているように、一目でわかるような易しい言葉にしたほうが良いような気がします。よろしくお願いします。

○委員長 子どもの権利条例そのものが易しい言葉でということがベースになっていますので、こういう問題を扱う際にもそれは貫いていかななくてはいけないと思います。また原点に立ち返ってやってみたいと思います。

○F委員 私は、今日はそういう話になると思っていました。このことは、子どもたちのいろいろな思いを表現しなければなりません。建物を建てるのならわかりやすいけれども、こういうことになると微妙な部分があります。逆に言えば、わかりやすくしていかないと理解が深まらないと思います。これ以上は言いませんので、委員長、その点をよろしくお願いします。

○委員長 いろいろな意見が出てきましたけれども、視点4についてはこの辺で終わりに

しまして、視点5に移らせていただきたいと思います。

視点5は、子どもの権利を大切にす意識の向上であります。

これについて、ご質問あるいはご意見をいただきたいと思ひます。

○B委員 やはり、行政としての課題、評価のところす。これも、今さらという気もありますが、条例の認知度は、平成21年度に実施した意識調査では、条例の認知度は高いと言えない現状であると認識されているということです。たしか条例ができたのは平成20年で、施行が21年だったと思ひます。要は、毎年度拡充して成果を上げているのに、平成21年度に実施した意識調査では認知度が高いとは言えなかつたが、今はどういふ現状かという流れですね。もしかしたら、認知度は物すごく上がっているかもしれないし、上がっていないかもしれないし、わからないところだと思ひますが、今はもう平成25年度ですから、この4年間でどうかということもひっくるめた書きぶりにしないとわかりにくいと思ひます。

それから、認知度という言葉は、条例があることを知っているか、知らないかに限定して使われているのか、中身についてもある程度理解している前提で踏み込んだ意味かもわからないと、黒ポツの二つ目もわかりにくい気がしますので、その点だけは意見を留保させていただきます。

○委員長 今の点について、事務局から何かござひますか。

○事務局（原子子どもの権利推進担当係長） 平成21年度の調査は、前回の計画をつくったときの実態意識調査になります。今の計画が平成26年度までで、平成27年度から新しい計画になりますので、来年度はこの計画をつくっていくことになります。それに向けて、今年度中にアンケート調査をしますので、そこで実質的な数字が出てきます。確かに、これを直接読んでしまうとわかりづらひところがありますので、今までもさんざん出ていますが、一般の人がぱつと読んでわかる形に直させていただきますと思ひます。

○委員長 B委員、よろしいですか。

○B委員 はい。

○委員長 ほかにいかがですか。

○H委員 教員向けの研修の実施とありまして、僕は余りよくわかりませんが、子どもの権利に関する教職員の認知度はどの程度あるのですか。

○委員長 そのあたりは、教育委員会のほうで何かわかりますか。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 子どもの権利について、現場に向けては、先生方用のDVDを作成し、権利の中身だけではなかなかできないですから、我々は指導案とよく言ひますが、具体的にどういふ授業を展開したらいいかというものもつけて、平成23年の末に各学校に送らせていただひています。

ただ、学校現場の中で、小学校も中学校も教育課程で授業が決まっていますから、それをどこにどう位置づけていくかが各学校で課題になっております。しかし、我々は、子どもの権利の考え方は非常に重要であるということで、既に、今年度新しく管理職になつ

た先生方には、そのことの重要性について改めて周知を図りました。また、8月には、全市立の教頭、副校長、事務長を集めた学校経営全体研修会の中で、全員の前で私がプレゼンをしながら、権利の大切さについて学校でしっかり取り組んでほしいということや、既にこういう資料もお配りしてあることも伝えております。それ以外にも、初任者の研修など、いろいろな機会を見て、何度となく普及啓発を図っているのが実情です。

○委員長 H委員、ただいまの説明でよろしいですか。

○H委員 要するに、教育委員会から現場におろして、教育委員会もみずから研修を行っているのですね。それに対して、現場からの意見や、研修のときに質疑応答があると思います。

市立はそれでやっているということで、私立の学校にも相当数の子どもがいます。そちらはどういう形になりますか。私立は、負担感がありながらやっているのか、やっていないのか、よくわかりませんが、その辺はどうですか。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） まず、私どもが所管している市立学校に関していいますと、クリアファイル等をお配りしたのですが、まさに今、「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定しております。あわせて、教育センターでも夏休みに先生方の研修を行いまして、9月末にそれぞれの学校でどんな研修をしたかを一旦集約する形になっております。その中で、今申しましたとおり、子どもの権利にかかわるものや、こういう内容を全部の市立の学校から集約します。さらに、もう一回、2月末の冬休み明けにも、実際にどんな研修をしたかということも集約しまして、各学校が取り組んだ中でこれはいいなと思うことについては、次年度以降の研修で加味しながらやっていこうと思っています。

ただ、申しわけないですが、私立高校や私立中学校は私ども教育委員会が所管する範囲にないのです。もっと言いますと、北海道の知事部局の学事課が私立の所管になります。我々としても普及啓発を図りたいと思いますが、このファイル等も含めて私立まで配ると越権になってしまう苦しさがございます。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 私立と道立につきましては、私どもから子どもの権利に関するパンフレットを配付しております。先日、私立高校の教師を対象にして出前講座も実施しております。そのような形で、普及、広報、啓発を進めさせていただいております。

○H委員 中学校、高校であっても、札幌市民ですから、平等に扱ったほうが良いと思うけれども、その辺の垣根があって難しいのですか。その辺がよくわかりません。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 私立は、それぞれの設立意義や学校の教育カリキュラムを我々公立とは違った形で行われています。端的に言うと、幼稚園がそれに当たります。我々も連携しようと思っておりますが、何かの縛りをつけるのは難しいということをご理解いただきたいと思います。

○委員長 恐らく、H委員が疑問に思っていることに関しては、いわば国が子どもの権利

法を制定し、日本全体で権利の実現ということで進んでいかないと、なかなか難しいと思います。

○H委員 本来的に、札幌市でも一生懸命にやっていますし、国内でもあちこちでやっています。もちろん、国がやるべきことかもしれないし、世界的にも子どもの権利に関してはみんなが意見を言っている時代です。ですから、逆に言うと、その辺がずれているという気がします。

先ほど言ったように、私立の子どもであっても札幌市民ですし、これは札幌市の子どもの権利ですから、その辺はもう少し強く出てもらいたいと感じます。

何となく、わかったような、わからないような感じです。

○B委員 子どもの権利委員会から出された課題、評価のところは、要訳し過ぎていて、いずれもわかりにくい気がします。例えば、一つ目の「子ども向けも大切だが、大人向けの講演会もあったほうがよい」というのは、当たり前のことです。なぜこういう視点が出されたのかということを一言つけ加えていただかないと、どういうことを言っているのかよくわからないと思います。

二つ目は、「広報紙の余っているスペースを活用するなど、無意識に目に入ってくるような取組が必要」とあります。これは、市民が読んだときに、広報紙の余っているスペースを活用したら理解する人が本当にふえるのかという素朴な疑問を持つと思います。ここは、もっと中身のある意見だったと思うので、もう少しわかりやすく書かれたほうが良いと思います。

三つ目は、「地域で子どもと関わりたいが、方法が分からないという人もいるので」の次に、「ちえりあで実施している講座なども利用してよいのではないか」とあります。これは、前段と後段のつながりに唐突感があって、ちえりあのどういう講座だと方法がわかるのかということがよくわかりません。ちえりあでこういう取り組みをやっているという話になってくると思います。

四つ目も、「ただ送るのではなく、印象に残るような説明があるとよいのではないか」とありますが、この「説明」とは具体的に誰が誰にどういう説明をするのでしょうか。ただ送るだけではなくて、家を回って歩くのかという疑問が湧いてきます。これだけだとわかりません。

それから、五つ目も、「全市のすべての小学生や教員に対して、子どもの権利に関する授業や研修を実施するべき」というのも唐突感があります。要は、全ての私立、公立の問題もさることながら、これだけを読むとかなり乱暴な感じがします。

私もこのときに意見を述べたかどうか、議事録を見たわけではないですが、例えば、弁護士会でも出前講座などをやっていますので、そういうところと提携して、こういうふうに行き渡らせるべきという書きぶりにしないと、全員に対してやるべきだと言いつ放しで終わりみたいな感じに捉えられてしまいます。ですから、視点5については、もう少しわかりやすくかみ砕いたほうが良いのではないかと思いますという意見です。

○委員長 もう少し例を交えながら具体的にということですね。そうすることによって、ここに書かれている意味がよくわかってくるのではないかということです。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 要訳し過ぎたような感じがしますので、そこら辺を整理してお出ししたいと思います。

○委員長 B委員、よろしいですか。

○B委員 はい。

○委員長 ここに書かれているような意見がこの委員会の中で出たという記憶はあります。ただ、余りにもあっさりともまとめ過ぎてしまいましたね。

ほかにいかがですか。

○G委員 全ての項目に関連することを言わせていただきます。

手前みその話をしますが、意見として出された今後のあり方・提言（案）は、とてもいいことを言っていると思います。ですから、今、B委員がおっしゃっていたことも含めて、視点5の提言であれば、普及啓発に関して、市だけではなく、さまざまな機関や団体が協力してというのは、そこに弁護士会も含まれると思いますし、そのようにして進めていくという提言だと思うのです。

ですから、これからの子どもの権利条例の中にどう反映されていくかを検証する委員会といいますか、これが具体的にどう反映されていったのかを検証できるような場が欲しいと思いました。これは感想です。

○委員長 恐らく、これは、いろいろと議論してよかったということですね。

今の点について、何かございますか。ほかにいかがですか。

視点5についてはよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、今、G委員から、ある意味では自画自賛かもしれないけれども、委員会の中で出てきた意見は結構しっかりしたものではないかとおっしゃっていました。ちょうど一通りやりましたので、視点1から視点5について、全体を通して何かご意見等がありましたら出していただきたいと思います。

○B委員 子どもの権利委員会から出された課題、評価の書きぶりについて、例えば視点3でも、「子どもがメインとなり、大人がサポートする形が望ましいが、大人が企画・提案し、子どもが参加するものが多い」とありますが、これだけだと、だからすばらしいと言っているのか、もう少し改善すべきだと言っているのか、よくわかりません。そういうところが散見されますので、もう少し書きぶりをわかりやすく直していただきたいということを、全体に共通した意見として申し上げます。

○委員長 それは、全体を通して、そういうことが言えるということですね。

ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 これまで皆さん方から五つの視点に関して出されたご意見の中で、特に文章表

現がどうかということが目立ちました。その点について、次回までにきちんとしたものにして、皆さん方に再度出させていただいて、五つの視点に関して提言として認めていただく形をとっていきたいと思います。

それでは、この議題についてはこの辺で終わりにしたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、続いて、2点目の議題に移らせていただきたいと思います。

(2)は、子どもに関する実態意識調査についてであります。これにつきましては、これまで何度か数値については議論となったことがあります。前回、平成22年3月に実施した調査を再度行うということで、現時点での概要の説明を事務局から受けたいと思います。お願いします。

○事務局(岩佐子どもの権利推進課長) それでは、資料4に基づきましてご説明させていただきます。

まず、1番目の調査目的です。

札幌市の子どもの実態や市民の意識を把握し、平成26年度に次期の子どもの権利委員会での話し合いを踏まえて策定する札幌市子どもの権利に関する推進計画の基礎資料とするとともに、平成22年3月に実施した前回の調査結果と比較し、計画の進捗状況を把握するために実施するものです。

前回の結果につきましては、これまでの委員会の中でも随時ご報告させていただいておりますけれども、今年度、改めて実施する予定であります。

次に、2番目の実施概要です。

実施時期は、予定ではございますが、12月にアンケート用紙を発送し、その結果、速報が1月に出ると考えております。

ちなみに、前回は、3月に調査し、速報を出しております。

次の対象は、前回同様、市民1万人を無作為で抽出いたします。1万人の内訳は、大人が5,000人、子どもが5,000人です。子どもにつきましては、さらに小学生と中学生と18歳未満の二つに分けてアンケート用紙を作成することにしております。

次の調査項目の案は、基本的には前回の調査結果との比較を行い、調査結果をもとに策定した子どもの権利に関する推進計画の進捗状況を把握するため、調査項目は大きな変更をしないことを考えております。

なお、項目そのものは、大きく変更いたしませんけれども、設問の表現につきましては、市民の皆様が回答しやすいように工夫したいと考えているところでございます。

なお、前回の調査では、第1期の子どもの権利委員会で話し合い、子ども用につきましては、言葉遣いやボリューム、文字の大きさなどに関する意見が出ておりました。大人用につきましては、高齢者にとっても回答しやすくする工夫や家庭での意見表明に関する意見など、それぞれ設問ごとに詳細な部分についてもご議論をいただきまして、それらを踏

まえ、このような内容、表現、設問数、文字の大きさとなりました。その際に、当初の事務局案といたしましては、調査票を大人と子どもの2種類を予定しておりましたが、委員会からの意見を受けまして、子ども用を小学生用と中・高校生用に分けるよう修正し、今回もそれを踏襲した形で実施したいと考えております。

前回、実施いたしました調査の主な設問を載せておりますけれども、大人、子どもそれぞれの一番下にあります子どもの権利条例を知っているか、子どもの権利が守られているかの二つにつきましては、これまでの取り組みがどの程度進んでいるかをはかる一つの目安となる項目ですので、調査実施までの期間、取り組みを一層進め、調査結果に反映されるよう取り組んでいきたいと考えております。

なお、参考資料といたしまして、前回の調査票を添付しております。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

こちらにつきましては、ただいまの事務局からの説明にもあったとおり、基本的には前回の調査との比較もあることから、項目に関しては大幅な変更をせず、より回答しやすい表現などに工夫していただくことになるかと思えます。

ただいまの事務局からの説明を受けまして、何か質問がありましたら出していただきたいと思えます。

○C委員 前回との比較にはならないと思いますが、この中のネット環境についての質問は、前回と今では環境が随分異なっていますので、パソコンや携帯電話だけでは、インターネットを利用していますかという子どもへの設問に対しても足りないと思えます。LINE、SNS、iPad、携帯電話も変わっていますから、その辺も考えていただきたいと思えます。

○委員長 今の意見に関して、何かありますか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 要は、タブレットやスマートフォンという項目も中に入れるということですね。わかりました。

○委員長 ネット環境は、この5年ぐらいの間に大きく変わっていますね。そういった意味では必要だと思えます。

○E委員 これは、経年比較をするので、大きくは変えられないことは重々承知していますが、気になったことがあります。

小学生用の問5の悩みごとを誰に相談しますかの質問で、一つだけつれてくださいと書かれています。幾つものにするか、一つだけにするかは物すごく意味のあると思えます。小学生なら、悩みごとによってはお母さんにもお父さんにも相談すると思うので、本当に悩むと思えます。そして、中・高校生用の問4の悩みごとを誰に相談しますかという質問に対しては複数回答になっています。そうすると、小学生には悩みごとは一つだけと言っていて、中学生からは幾つでもです。そこは大きく矛盾しています。どちらかといえば、小学生も社会にどれだけの相談相手を持っているかということが重要なので、一つに限定

する必然性はむしろ低いと感じました。

○委員長 前のときは、どうして一つだけにしたのでしょね。

○E委員 気がつかなくて済みませんでした。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） まず、一番最初に相談する人という優先順位という意味があったのかもしれませんが。幾つもつけてしまうと、まず、誰に相談するのかということがわからなくなると思います。特に、小学生だと、回答するのも大変かと思いません。

ただ、今のE委員の意見も踏まえながら、検討させていただきたいと思います。

○I委員 私は、小学生や小さい子は、こういう選択肢で幾つもあったら、これもあれもとなるから1個にしていると自分なりに解釈していました。お父さん、お母さんと悩みごとや小さい子どもの性別によって変わるので、ここは両親としたほうがいいと思いました。

○委員長 お父さん、お母さんと分けられないほうがいいですか。

○I委員 おじいさん、おばあさんはまとまっているのに、お父さん、お母さんだけばらなのは、より身近だからという面はありますが、お父さん、お母さんもまとめてやってもいいと思いました。

○委員長 あのときは、お父さんに相談する場合とお母さんに相談する場合は違うのではないかという想定だったのです。

○E委員 ひとり親の場合は、答えにくいかもしれないということもありました。

○C委員 もう一つ、両親という項目があってもいいですね。

○H委員 ただ、悩みごとの内容によっては、お父さんとお母さんは分けるかもしれません。その辺はわからないですね。

別なことで聞きたいのですが、前回も同じ1万人でやったのですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） はい。

○H委員 そして、回答率はどのくらいですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 38.4%です。

○H委員 そして、大人というのは年齢の制限がないですね。僕も年寄りの部類ですが、80代ぐらいの人たちは、丸をつけるだけで大変ですし、読むこと自体が苦痛です。だから、そこで年齢制限をするのもどうかと思いますが、あくまでも戸籍で無作為に選んでしまうのですね。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 住民基本台帳です。

○H委員 だから、生きている限り、90歳の人にも行くかもしれないですね。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） そこは、機械的にやりますので、可能性としてはあります。

○H委員 僕らがいろいろ回って歩いて、手紙が来たときに、その内容が把握できない人や、読むこと自体がもう苦痛だという人が多いのです。仮にお年寄りのところにこういう

ものが行ったとしても、難しいです。ですから、40%弱の回答率になると思います。

これは、ここで言ってもどうしようもないことだと思いますけれども、一応、参考という事で、よろしくお願いします。

○委員長 ほかにいかがですか。

○G委員 これは、ある程度設問ができた段階で委員会を一旦開くのではなくて、一斉に行く感じになりますか。

○委員長 次回は、今回の意見を聞いた上で、このアンケートに反映させる形をとります。

○C委員 小学生用にカットが入っていますが、前回、親子のキャラクターの冊子を見せていただいた記憶があります。ありましたよね。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 青色の「Kenri Book」のきりり君です。

○C委員 あのキャラクターを生かされたらいいかと思います。

平成21年度は、この葉っぱやヒマワリだったのですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） はい。

○C委員 やはり、きりり君を生かして、僕が持っているものがあります、それは、権利ですみたいな感じの漫画的なもののほうが入っていけるとと思います。あれで勉強した後にアンケートに答えることがつなるととても浸透すると思います。

H委員がおっしゃったことは、調査をより有効なものにするために、例えば保護者からの率が上がるようなことがあって、保護者としては意識が高まると思います。こちらの1万人に入らなくても、例えば保護者層は一般の大人よりは意識が高いとわかると。そこもそんなに高くないのであれば問題になると思いますが、学校単位でアンケートをとってみることも意外と有効かと思います。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 1万人のアンケートとは別に、同じ調査票でという意味ですね。

○C委員 保護者はどのぐらいの認識があるのかと言うことです。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） 一応、この調査票の中に、子どもの有無という質問があります。子どものいる人、いない人で、それぞれ集計をしています。

○C委員 わかりました。

子どもがいるというところにつけた人たちの意識と、いない人たちの意識の違いがわかるのですね。

○委員長 ほかにいかがですか。

○E委員 同じことで申しわけないですけども、子どもと中・高校生の間で、ほっとするところも一つだけですか。結果が出てきたときに、家族と過ごすのがすごくほっとできるのか、そうすると図書館はほとんど出てこないのか、でも、図書館でほっとする子もかなりいるかもしれないけれども、一つだけしか選ばせないなら結果が出てこない場合があります。私は、ここも複数回答ではないかと感じます。一つだけにすることの意味が見

えない感じもします。

○G委員 同じことを言おうと思っていました。さっきの間5も含めて、複数のほうがいいと思います。

もう一つは、基本的には経年なので、設問内容は大幅に変えないけれども、若干工夫をするというニュアンスで受け取りました。既にその辺の含みがあるのなら、最初から教えてもらったほうがいいと思います。

○委員長 何か決まっていますか。

○事務局（原子どもの権利推進担当係長） まず、複数回答に関しましては、前回も話し合っていたお2人の委員の意見なので、十分に考えさせていただきたいと思います。

今の案は、申しわけないですが、まだできていませんので、ここで発表できる形にはなっていません。

○G委員 わかりました。

○C委員 工夫としては、子どもには、1番目と2番目という形がいいと思います。幾つでもだときっと難しくなるので、1番とか2番という多い順番にだと丸がつけやすいと思います。

○E委員 小学生では、1番、2番のほうが難しいと思います。

○委員長 私もそう思います。

○C委員 その辺を考えていただきたいと思います。

○委員長 それをやるのなら、「幾つでも」にしたほうがいいと思います。そして、それをやると全体の傾向が出てきますね。

○D委員 続きですけれども、もし1番を集計したいのなら、1番に思うのは二重丸、次は「幾つでも」とした場合は丸とすれば、小学生4年生ぐらいだとそのぐらいのことはわかるかと思います。

○委員長 意識調査は結構難しいのです。したがって、我々として何が一番知りたいか、あるいは、全体として何が知りたいかから考えていかないとだめです。

ほかはいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、この議題についてもこの辺で終わりにします。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 先ほど説明しましたように、実施するのは1月ごろです。この後、もし何かのアイデアが生まれることがありましたら、ご連絡ください。それを含めて、次回、お示しする案に加えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 したがって、次回は全体を通して基本的なものができ上がってくると思いますので、それをもとにしながらもう少し議論をしたいと考えています。

議題（2）はこの辺で終わります。

予定していた議題は、これで全部終了いたしました。

あとは、事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 次回は第2期の最後の委員会となりますが、11月に開催を予定しております。詳細な日程につきましては、委員長とも相談の上、後日、予定表を改めて送付させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって終了させていただきます。

長い間、どうもありがとうございました。

以 上